

京都大学実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関する要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、京都大学排水・廃棄物管理等規程（昭和54年達示第11号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、<u>実験廃液・廃棄物（京都大学の教育研究活動で発生する排水・廃棄物のうち、一部又は全部に特別管理廃棄物を含む実験廃液及び廃棄物をいう。ただし、実験廃液にあつては化学物質を含むものに限る。以下同じ。）</u>の管理及び処理等の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において、「排水・廃棄物」、「特別管理廃棄物」又は「部局等」とは、それぞれ規程第2条各項に規定するものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(処理方法)</p> <p>第5条 規程第6条の総長が定める実験廃液・廃棄物の処理方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 部局等の長が環境安全保健機構（以下「機構」という。）にその処理を依頼した実験廃液のうち、無機廃液について別表に定める適合基準を満たすもの <u>機構における学内処理</u></p> <p>(2)・(3) } (略)</p> <p>2・3 } (指導員)</p> <p>第6条 実験廃液・廃棄物の発生部局等の長は、前条第1項各号に掲げる処理を行うときは、当該処理方法の種類に応じ、次の各号に掲げる指導員若干名を置くものとする。</p> <p>(1) 第1号の処理 廃液処理指導員</p> <p>(2) 第2号及び第3号の処理 廃液・廃棄物情報管理指導員</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、京都大学排水・廃棄物管理等規程（昭和54年達示第11号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、<u>実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 この要項において、「<u>実験廃液・廃棄物</u>」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>京都大学の教育研究活動で発生する排水・廃棄物のうち、一部又は全部に、特別管理廃棄物又は京都大学化学物質管理規程（令和3年達示第66号）で定める化学物質を含む実験廃液及び廃棄物</u></p> <p>(2) <u>京都大学の教育研究活動で発生する排水・廃棄物のうち、一部又は全部に特別管理廃棄物を含む実験設備及び実験機器並びにそれらの部品</u></p> <p>(処理方法)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>(1) 部局等の長が環境安全保健機構（以下「機構」という。）にその処理を依頼した実験廃液のうち、無機廃液について別表に定める適合基準を満たすもの <u>機構が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託</u></p> <p>(2)・(3) } (同左)</p> <p>2・3 } (指導員)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(1) 第1号の処理 <u>無機廃液管理指導員</u></p> <p>(2) 第2号及び第3号の処理 <u>廃液・廃棄物管理指導員</u></p> <p>2 (同左)</p>

改正前

(中略)

別表（無機廃液の適合基準）

廃液系別	貯留区分（*1）	指定容器	適合基準（*2）
水銀系廃液	有機水銀	機構指定の20Lポリ容器（灰色）	<ul style="list-style-type: none"> ・金属水銀や固形のアマルガムなどを含まないこと ・有機水銀系では、特に塩化物の混入を避けること
	無機水銀	同上	
シアン系廃液	シアン錯化合物	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・常にアルカリ性に保ち、酸性廃液に混入しないこと ・可能な限り原点処理を行うこと
	シアン化合物	同上	
リン酸系廃液	リン酸塩	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り重金属の混入を避けること
フッ素系廃液	フッ素化合物	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り重金属の混入を避けること
一般重金属系廃液	一般重金属	機構指定の20Lポリ容器（青色）	<ul style="list-style-type: none"> ・ベリリウム、オスマニウム、タリウムその他健康障害をおこす金属の塩類を含まないこと ・カコジル酸の混入は避けること ・有機物、リン酸、ケイ酸、アンモニアの混入は、できるだけ避けること
	酸	同上	
	アルカリ	同上	

*1：表中2つ以上の貯留区分に該当する場合は、多重の処理を要する。

*2：表中の適合基準欄に掲げるもののほか、すべての貯留区分に共通する適合基準として、以下を満たすこと
 ・処理の障害となる有機化合物を含まないもの
 ・著しい悪臭を持たないもの

改正後

附則（令和6年12月総長裁定）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別表（無機廃液の適合基準）

貯留区分	指定容器（*1）	適合基準（*2）
水銀系	機構指定の20Lポリ容器（灰色又は白色）	<ul style="list-style-type: none"> ・金属水銀や固形のアマルガムを含まない。
遊離シアン系	機構指定の20Lポリ容器（灰色又は白色）	<ul style="list-style-type: none"> ・常にアルカリ性に保ち、酸性廃液に混入しない。 ・<u>遊離シアンと錯体シアンは可能な限り分別する。</u>
錯体シアン系	機構指定の20Lポリ容器（灰色又は白色）	<ul style="list-style-type: none"> ・両者が混在する場合は、<u>錯体シアン系とする。</u>
重金系	機構指定の20Lポリ容器（青色又は白色）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>非重金系以外の金属類を含むもの</u> ・<u>As・Seを含むもの</u>
非重金系	機構指定の20Lポリ容器（青色又は白色）	<ul style="list-style-type: none"> ・Na、Ca、K、Mgなど一部軽金属及び無機酸・無機アルカリのみを含むもの ・<u>アクリル酸や樹脂液などの固化剤を混入しない。</u> ・<u>アミン系は水溶性のみ含有可</u>

*1：表中の指定容器について次の場合の使用を認める。

旧リン酸系・旧フッ素系を灰色容器で貯留していたものに限って、重金系・非重金系に灰色容器を使うことを認める。

*2：表中の適合基準欄に掲げるもののほか、すべての貯留区分に共通する適合基準として、以下を満たすこと。
 ・多量の沈殿物を含まないもの
 ・廃液・内容物全体が固化（再結晶）していな

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・著しく発泡する物質を含まないもの ・<u>沈殿、懸濁粒子又は金属水銀を含まないもの</u> ・<u>ベリリウム、セレン、タリウム、オスミウムの化合物を含まないもの</u> ・危険・猛毒物質（ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム等）を含まないもの ・それ自身で又は混合によって爆発又は発火するおそれのないもの 	<ul style="list-style-type: none"> <u>いもの</u> ・<u>5wt%以上の有機物を含まないもの</u> ・<u>強い臭気を発していないもの</u> ・<u>ガスを発生する可能性のある成分は、適切に処理されているもの</u> ・<u>搬出禁止物質（ウラン、トリウムその他の放射性物質並びにオスミウム、タリウム及びベリリウム）を含まないもの</u> ・危険・猛毒物質（ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム等）を含まないもの ・それ自身で又は混合によって爆発又は発火するおそれのないもの